

税務課からのお知らせ

太陽光発電設備に係る固定資産税



太陽光発電設備も固定資産税（償却資産）の対象になる場合があります。設置された発電設備が固定資産税（償却資産）の対象になるかご確認ください。

※個人設置の10kW未満の住宅用太陽光発電設備や家屋評価の際に屋根材として評価した設備は固定資産税（償却資産）の対象には該当しません。

※個人設置の太陽光発電設備による発電であっても10kW以上で全量売電する場合は、「売電事業」を行なうための事業用資産として課税の対象となり、償却資産の申告の対象となります。

※申告の必要となる人は、毎年1月末までに申告書を提出していただく必要があります。

※対象となる設備を設置された場合は、税務課資産税係までご連絡ください。

◆設置者・発電規模・売電方法による償却資産申告の必要性

設置者	売電方法	申告の必要
法人、個人事業主	全量売電、余剰電力の売電、売電を行わない	売電方法・発電規模に関わらず、事業用の資産として申告する必要があります。*アパートの屋根の上に設置した太陽光発電も事業用資産となります。
個人	全量売電（10kW以上）	売電するための事業用資産となり、申告が必要です。
	余剰電力の売電	売電するための事業用の資産とはならないため申告は不要ですが、発電規模によっては申告の対象となる場合があります。
	売電を行わない（全量を家庭で使用）	売電するための事業用の資産とはならないため不要です。

◆所得税の確定申告について

売電収入から経費を差し引いた所得（雑所得）が20万円を超える場合は確定申告が必要となります。

◆土地の固定資産税

太陽光発電システムを農地・山林に設置した場合、課税地目は雑種地となり、周囲の農地・山林に準じて課税されます。（登記簿地目が田・畑の土地に設置する場合は、農業委員会へ農地転用の許可申請が必要となりますのでご確認ください。）

■問い合わせ 税務課資産税係 ☎ 21-0216、税務課市民税係 ☎ 21-0214、高梁税務署 ☎ 22-2546

総務課からのお知らせ

統計調査への協力を

【農林業センサス】

農林業センサスは、農業・林業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく重要な統計で、5年ごとに実施され、調査結果は、今後の農業・林業の施策に活用されます。

調査は、一定規模以上の農業や林業を行っている人や事業所を対象に、2月1日現在で全国一斉に実施します。

【工業統計調査】

工業統計調査は、国内の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく重要な統計で、調査結果は、中小企業対策や地域振興のための基礎資料等に活用されます。

調査は、従業者数4人以上の製造業の事業所を対象に、12月31日現在で全国一斉に実施します。

調査へのご協力をお願いします。

■問い合わせ

総務課情報統計係 ☎ 21-0209

税務課からのお知らせ

個人年金の所得は申告が必要です



公的年金等とは別に生命保険会社や郵便局（かんぽ生命など）からの年金収入（個人年金）がある人は、「雑所得」として申告する必要があります。支払先から届く支払年金額等のお知らせや支払調書を保管し、来年の申告に備えましょう。

◆個人年金の申告相談 ～ 教えてQ&A ～

Q. 個人年金を受け取る際には所得とみなされ、税金がかかると聞きました。本当ですか？

A. 本当です。個人年金の受取金額（収入金額）から掛金額（必要経費）を引いた残りの金額が「雑所得」となります。「雑所得」は課税対象の所得となりますので税金がかかります。

例：①収入金額 80万円－②必要経費 50万円＝③差引金額 30万円が雑所得になります。

※③の差引金額が25万円以上の場合には所得税が源泉徴収され、25万円未満の場合には所得税は源泉徴収されません。ただし、③の差引金額とその他所得（農業所得等）の合計額が20万円を超える場合は所得税の確定申告、20万円以下の場合には市県民税の申告が必要となります。

<ポイント>

市県民税の申告をしなくてもよい人は次の人です。

①給与所得のみの人 ②公的年金等に係る所得のみの人

※2カ所以上から給与を受けている場合は確定申告が必要なケースがあります。

Q. 個人年金の申告をしないとどうなるんですか？

A. 個人年金は、法定調書として、税務署等から市へ情報が届きます。情報が届く時期により、当初の市県民税の通知に間に合わない場合は、年度途中で市県民税が増額します。場合によっては、非課税者から課税者へ変更になることもあります。そうした場合、介護保険料や国保税等も年度途中で増額になり、納付方法の変更が生じることがあります。

Q. 個人年金の申告はどうすればよいのですか？

A. 所得税の申告で還付になる場合は、平成27年1月1日から申告できます（電子申告等）。所得税を納める申告は平成27年2月16日～3月16日の間に申告できます。市県民税の申告は平成27年1月中旬から受け付けます。市が行う税の申告相談日程や会場については、広報たかはし1月号でお知らせします。

<気をつけましょう>

公的年金が400万円以下でその他所得が20万円以下の場合、確定申告の義務はありませんが、医療費控除や寄附金控除、扶養控除など所得控除を追加する場合は市県民税の申告が必要です。（所得税の還付が発生する場合は確定申告が必要です。）

<確定申告に必要な書類は大切に保管しておきましょう>

その他確定申告に必要な書類（公的年金や給与の源泉徴収票、生命保険一時金や損害保険満期返戻金の支払調書、国民年金保険料控除証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書など）は大切に保管しておきましょう。

■問い合わせ 税務課市民税係 ☎ 21-0214

平成26年分 〇〇保険の支払年金額等のお知らせ	
年金のお受取人	
住所または居所	
氏名または名称	
年金の種類	確定型年金
年金の支払金額（収入額）	① 800,000円
年金の支払金額に対応する掛金額（必要経費）	② 500,000円
差引金額 ①－②	③ 300,000円
源泉徴収税額	④ 30,630円

※保険会社によって様式は異なります。